

国海員第25号の3
令和4年4月15日

船員災害防止協会会長 殿

国土交通省海事局船員政策課長
(公印省略)

船員法施行規則等の一部を改正する省令
(船員の健康確保関係)の施行について

令和4年4月15日に「船員法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第42号。以下「改正省令」という。)」が公布され、これにより船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)及び船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。))の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

その改正の趣旨、内容については、下記のとおりですので、貴会の傘下会員(貴組合の組合員)等への周知にご協力お願い申し上げます。

なお、今回の改正内容に係る具体的な解釈・運用については、追ってお示しする予定です。

また、改正省令では、船員の健康確保に係る改正のほか、墜落防止用器具の使用に係る改正も併せて行われていることを申し添えます(同改正の内容については別途通知)。

記

第1 改正の趣旨

陸から離れた船舶の中で職住一体の生活を送る船員は、人間関係上の問題が陸上より深刻になりやすく、労働の実態も陸上事務所から把握しにくい。このような状況を背景に、高ストレス者の割合や生活習慣病等の健康リスクが高い状況にある。

一方、船舶所有者による船員の健康管理に関しては、従来は制度が設けられておらず、船舶所有者の自主的な取組に任されてきた。また、船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、近年問題となっているメンタルヘルスの不調や長時間労働への対応等については、十分な専門的知見を求める仕組みがないところである。

このような状況も踏まえ、船員の健康確保を図るため、陸上における取組も参考にしつつ、①産業医の選任、②健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置の実施、③過重労働対策（長時間にわたる労働に関する面接指導）、④メンタルヘルス対策（心理的な負担の程度を把握するための検査等）等を内容とする、船員法施行規則等の改正が行われた。

第2 改正省令の内容

1 船員法施行規則の一部改正（改正省令第1条）

（1）健康検査の項目の見直し（新船員法施行規則（改正省令による改正後の船員法施行規則をいう。以下同じ。）第55条第1項）

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の健康証明書に係る健康検査については、船内労働の適否を判断することを目的に実施するものであるが、これを船員の継続的な健康管理にも活用することができるよう、当該健康検査の項目について、陸上制度における定期健康診断項目等も参考に、既往歴の調査やBMIの測定、血色素量及び赤血球数の検査等の項目の追加等を行ったこと。

（2）省略可能な検査項目（新船員法施行規則第55条第2項）

（1）の検査項目の追加に伴い、陸上制度における取扱いも参考に、一部の検査については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよいこととしたこと。

（3）様式の見直し（新船員法施行規則第16号書式）

（1）の検査項目の見直しに伴い、船員手帳（第16号書式）中の健康証明書の様式を改めたこと。

2 船員労働安全衛生規則の一部改正（改正省令第2条）

（1）産業医の選任

① 産業医の選任（新船員労安則（改正省令による改正後の船員労働安全衛生規則をいう。以下同じ。）第10条の2）

船員の健康管理を行うためには、船員を使用する船舶所有者に対して、継続的に、医学的な立場からのサポートを行うことが必要であるが、船員につ

いては、制度上、指定医師により船舶への乗組みの可否を判定する制度や常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対する安全衛生委員会の設置義務はあるものの、医学的知見を持つ者が健康管理を継続的にサポートする制度は設けられていなかった。このため、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対して、面接指導やストレスチェックの実施及びこれらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置等で医学に関する専門的知識を必要とするもの（以下「船員の健康管理等」という。）を行わせるため、産業医の選任を義務付けられたこと。

なお、船舶所有者は、産業医を選任したときは、その旨の報告書を、遅滞なく、所轄地方運輸局長に提出しなければならないこととしたこと。

また、産業医の身分の安定性を担保し、その職務の遂行の独立性、中立性を高める観点から、船舶所有者は、産業医を選任したとき、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会又は団体安全衛生委員会に報告しなければならないこととしたこと。

② 産業医の業務に関する事項の周知（新船員労安則第10条の3）

産業医を選任した船舶所有者は、産業医の業務の具体的な内容等について船員に周知させなければならないこととしたこと。

③ 産業医に対する情報の提供（新船員労安則第10条の4）

産業医が産業医学の立場から船員の健康確保のために効果的な活動を行うことができるよう、産業医を選任した船舶所有者は、産業医に対し、産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととしたこと。

④ 産業医に対する権限付与等（新船員労安則第10条の5）

船舶所有者は、産業医に対し、船員の健康管理等をなし得る権限を与えなければならないこととしたこと。

⑤ 産業医による勧告等（新船員労安則第10条の6及び第10条の7）

産業医は、船員の健康を確保するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、船員の健康管理等について必要な勧告等を行うことができることとし、船舶所有者は、当該勧告を尊重しなければならないこととしたこと。

⑥ 産業医の巡視等（新船員労安則第10条の8）

船舶所有者は、産業医に対し、年1回以上の船内の巡視等の方法によって、船内の作業環境及び衛生状態を把握させ、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととしたこと。

⑦ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務（新船員労安則第10条の9）

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、医師又は保健師に船員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなけ

ればならないこととしたこと。

⑧ 船員からの健康相談への対応（新船員労安則第10条の10）

産業医が産業医学の立場から、船員の健康管理等を適切に実施できるよう、船舶所有者は、産業医又は⑦の医師・保健師が船員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

（2）健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置の実施

① 健康検査に係る書面等の提出・保存（新船員労安則第31条の2及び第31条の3）

船員の健康管理をし、健康リスクとなっている生活習慣病を予防するためには、継続的に健康状態を把握し、適切な事後措置や保健指導につなげていくことが必要である。

このため、船舶所有者が健康検査の結果を通じて、船員の健康状態を継続的に把握することができるよう、船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写し（以下「書面等」という。）を提出させなければならないこととしたこと。

また、船舶所有者は、書面等を5年間保存しなければならないこととしたこと。

② 健康検査結果についての医師からの意見聴取（新船員労安則第31条の4）

船舶所有者は、健康検査の結果（当該健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る。）に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならないこととしたこと。

③ 健康検査実施後の措置（新船員労安則第31条の5）

船舶所有者は、②の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じなければならないこととしたこと。

④ 保健指導等（新船員労安則第31条の6）

船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める船員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならないこととしたこと。

また、船員は、健康検査の結果及び保健指導を利用して、健康の保持に努めるものとする事としたこと。

⑤ 騒音の激しい作業を行う船員に対する健康検査（新船員労安則第32条第4項及び5項）

聴力検査については、現在5メートル離れた場所から会話の声を聞き取る方法で行われているが、騒音の影響のある機関部で働く船員の健康影響

の早期発見や予防のため、船舶所有者は、騒音の激しい作業を行う船員については、健康検査の際に、1000 ヘルツ及び 4000 ヘルツの音等に係る聴力の検査を受けさせるよう努めるとともに、その検査の結果を踏まえ、船員の健康を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

(3) 長時間にわたる労働に関する面接指導の実施等

① 長時間にわたる労働に関する面接指導の実施（新船員労安則第 3 2 条の 2）

長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることから、長時間労働となっている船員については、医師による面接指導に繋げ、船員の心身の健康を保つことが必要である。

このため、船舶所有者（常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下⑤までにおいて同じ。）に対し、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超える者であって、疲労の蓄積が認められる船員に対する医師の面接指導を義務づけることとしたこと。

② 長時間にわたる労働に関する面接指導結果の記録の作成等（新船員労安則第 3 2 条の 3）

船舶所有者は、①の面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを 5 年間保存しなければならないこととしたこと。

③ 長時間にわたる労働に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取（新船員労安則第 3 2 条の 4）

船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならないこととしたこと。

④ 長時間にわたる労働に関する面接指導実施後の措置（新船員労安則第 3 2 条の 5）

船舶所有者は、③の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じなければならないこととしたこと。

⑤ ①の面接指導の対象となる船員以外の船員に対する面接指導等（新船員労安則第 3 2 条の 6）

①の面接指導の基準に該当する船員以外にも、断続的な休息時間など不規則な勤務が続く船員や、基礎疾患を有する者など健康への配慮が必要な船員もいることから、船舶所有者は、①の面接指導を行う船員以外の船員であって健康への配慮が必要なものとして船舶所有者が定めた基準に該当するものについては、①の面接指導の実施又は①の面接指導に準ずる措置（以下「面接指導等」という。）を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

- ⑥ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務（新船員労安則第32条の7）

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、①の要件又は⑤の基準に該当する船員について、面接指導等の措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

（4）心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等

- ① 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施（新船員労安則第32条の8）

船員は、他の労働者と比較して高ストレス者が多いことから、メンタルヘルスの改善を図っていく必要がある。そのためには、船員自身が自らのストレスの状況を把握するとともに、職場全体での改善にも繋げていくことが重要であることから、船舶所有者（常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下⑦までにおいて同じ。）に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）（以下⑤まで及び⑧において「検査」という。）を行わなければならないこととしたこと。

- ② 検査結果の通知等（新船員労安則第32条の9）

船舶所有者は、①により行う検査を受けた船員に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならないこととしたこと。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた船員の同意を得ないで、当該検査の結果を船舶所有者に提供してはならないこととしたこと。

- ③ 検査結果の記録の作成等（新船員労安則第32条の10）

船舶所有者は、②による船員の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該船員の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならないこととしたこと。

- ④ 検査結果の集団ごとの分析等（新船員労安則第32条の11）

船舶所有者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を、当該検査を受けた船員が乗り組む船舶その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならないこととしたこと。

船舶所有者は、分析結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の船員の実情を考慮して、当該集団の船員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

- ⑤ 心理的な負担に関する面接指導の実施（新船員労安則第32条の12）

船舶所有者は、検査結果の通知を受けた船員のうち、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であって、医師による面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めた者が面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした船員に対し、遅滞なく、面接指導

を行わなければならないこととし、当該申出は検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うこととしたこと。この場合において、船舶所有者は、船員が当該申出をしたことを理由として、当該船員に対し、不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと。

⑥ 心理的な負担に関する面接指導結果の記録の作成等（新船員労安則第32条の13）

船舶所有者は、⑤の面接指導の結果に基づき、面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しておかなければならないこととしたこと。

⑦ 心理的な負担に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取、面接指導実施後の措置（新船員労安則第32条の14及び第32条の15）

船舶所有者は、⑤による面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後遅滞なく、医師の意見を聴かなければならないこととし、当該医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じなければならないこととしたこと。

⑧ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務（新船員労安則32条の16）

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、常時使用する船員について、検査及び医師による面接指導を行うよう努めなければならないこととしたこと。

（5）心身の状態に関する情報の取扱い（新船員労安則第32条の17）

船舶所有者は、指定医師等による健康検査、医師による面接指導、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等を通じて、船員の心身の状態に関する情報を取得しているが、こうした情報の中には、船員にとって機微な情報も含まれている。このため、船員が雇用管理において不利益な取り扱いを受ける不安なく、安心して健康検査等を受けられるようにするため、船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は除き、船員の健康の確保に必要な範囲内でなければならないこととしたこと。

また、船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととしたこと。

3 船員職業安定法施行規則の一部改正（改正省令第3条）

上記2の改正内容に関して、船員の派遣元事業主及び派遣先に対する適用関係を明確化する改正を行ったこと。

4 経過措置

1（3）による健康証明書の見直しに伴い、所要の経過措置を設けることとしたこと。